

アトリオ ドゥーエ 武蔵小山 施設利用約款

(約款の適用)

第1条 アトリオドゥーエ武蔵小山(以下「本クラブ」といいます)を利用する方(以下「利用者」といいます)は本約款に従って施設を利用するものとします。

(利用の方法)

第2条 本クラブの利用者は、当日フロントにおいて会員証を提出するものとします。
2 無記名式法人会員の会員証または法人会員利用チケットで利用する方およびビジターの方は、当日フロントにおいて所定の用紙に署名するものとします。

(利用の制限拒絶)

第3条 本クラブは、次の場合に、その都度または将来にわたり利用をお断りすることがあります。
(1) 利用状況が本約款によらないとき。
(2) 天災地変、施設の故障、補修その他やむを得ない事情により本クラブ施設の全部または一部を閉鎖するとき。
(3) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病その他、これに類する疾病の方。
(4) 酒気を帯びていると認められる方。
(5) 利用者が集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められるとき、ならびにその他の公の秩序または善良なる風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
(6) 暴力団ならびにそれに類する組織またはその構成員と認められる方。
(7) 刺青、ファッションタワー(シールを含む)等をしている方。
(8) 他の利用者に迷惑をかける恐れがある方。
(9) その他の理由により、本クラブを利用することが好ましくない事由が認められるとき。
(10) 利用を開始した後といえども、利用者が他の利用者または本クラブに迷惑をかけ、またはかける恐れがあると認められるとき。

(休業日・営業時間)

第4条 本クラブの営業時間は、下記のとおりとします。ただし、会社はこの営業時間を臨時に変更することができるものとします。
(1) 平日は、午前10時から午後11時
(2) 土曜は、午前10時から午後9時
(3) 日曜祝日は、午前10時から午後8時

(利用料金等)

第5条 利用者は、本クラブの定めるところにより利用料金等が発生する場合は、所定の利用料金等を支払うものとします。
2 利用者は、本クラブの定める方法により利用料金等を支払うものとします。

(貴重品および携帯品の管理)

第6条 貴重品およびその他携帯品については、利用者は自らの責任において管理するものとし、盗難等の発生については、本クラブは一切その責任を負わないものとします。

(自己責任とマナー遵守)

第7条 利用者は、本クラブの施設を利用するにあたり、他の利用者に迷惑をかけず、マナーを守り自己の責任において利用するものとします。

(禁煙)

第8条 本クラブ内は全館禁煙とします。

(第三者へのに対する賠償請求)

第9条 利用者が本クラブの施設を利用中に、他の利用者または第三者から傷害その他損害を受けた場合、その損害賠償はその相手方に直接請求するものとし、本クラブに対しては責任追求を行わないものとします。

(本クラブへの損害)

第10条 利用者は、故意または過失により、本クラブまたは施設に対して損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

(本クラブ内への持込禁止品)

第11条 利用者は、本クラブ内に次のものを持ち込むことはできないものとします。
(1) 動物、鳥類等のペットならびに家畜類(身体障害者補助犬法等その他の法令の定めによる場合を除く)。
(2) 悪臭を放つもの。
(3) 鉄砲、刀剣類。
(4) 発火、爆発の恐れのあるもの。
(5) 騒音を発するもの。
(6) その他、本クラブが不適切と認めたもの。

(禁止される行為)

第12条 利用者は、本クラブ内で次の行為をすることができないものとします。
(1) 賭博、その他風紀を乱す行為。
(2) 物販販売、宣伝広告等の営業、宗教等への勧誘行為。
(3) 定められた場所以外での飲食行為。
(4) その他、他人に迷惑を及ぼす行為または不快感を与える行為。

(利用の制限等)

第13条 本クラブは、利用者以外の方の施設利用および施設への立ち入りを制限することがあるものとします。

(諸規則の遵守)

第14条 利用者は、本約款、規約、細則および本クラブの館内告知等による指示を遵守するものとします。

(約款の改定)

第15条 本クラブは、随時本約款を改定することができるものとします。

付則

本規約は、平成26年10月1日より発効します。



規約／細則／約款

アトリオドゥーエ武蔵小山